

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

4月から水田・畑作経営所得安定対策の21年産の加入申請等の受付が始まることから、申請書等を作成するときに注意していただきたい点などをお知らせします。ぜひ、内容を確認してから、加入申請等の手続きを行ってください。

確認書類の期限切れにご注意！

加入2年目以降は、対象農業者であることの確認書類について、内容に変更がないときは提出を省略することができます。

ただし、確認書類の中には、有効期限がある書類があり、期限が切れた場合は、新しい書類（期限を更新した書類）を提出していただく必要があります。

<期限がある書類の例>

- ・ 農業経営改善計画認定書（写）又は特定農用地利用規程認定書（写）
→ 計画や規程の再認定を受けたときは、新しい認定書（写）が必要です。

「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書」（様式第1号別紙2）の「提出省略」の欄にチェックをする前に、書類の期限が切れていないか、確認をして下さい。

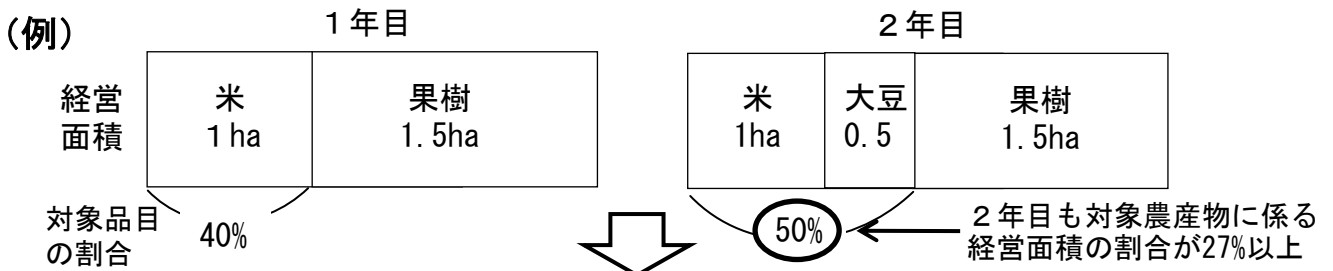
所得特例も2年目以降は提出書類を省略できます

所得特例による対策加入が2年目以降の場合で、対象農産物に係る経営面積の割合が特例の対象となる27%以上を維持しているときは、経営面積の確認書類を省略できます。

所得特例とは、経営規模に関する要件（認定農業者10ha、集落営農組織20ha）に満たない方でも

- ① 農業所得が市町村基本構想の目標所得の半分を超え、
- ② 対象農産物の収入、所得又は経営面積のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営面積（農地基本台帳等の現況地目が「田」、「畑」のほか「樹園地」の面積を含みますが、「採草放牧地」は含みません。）の27%以上である方

が本対策に加入できる特例です。②の要件を経営面積で満たしている方は、加入2年目以降も対象農産物に係る経営面積の割合が27%以上を維持していれば、経営面積の確認書類を省略することができます。



この場合、加入2年目は対象農産物に係る経営面積の確認書類を省略できます。
(農業所得が市町村基本構想の目標所得の半分を超えていることの確認書類は、毎年提出する必要があります。)

収入減少補てんの試算ができます（ご参考に）

20年産の収入減少補てんについて、農林水産省ホームページに、おおよその補てん額の試算ができる試算表を掲載していますので、資金計画・組織運営等にご活用ください。

<ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/menu8.html>>



過去実績の保有量に御注意ください

過去実績（期間平均生産面積）は固定払交付金の算定の根拠となるものですが、経営面積に応じた上限があり、これを超えて保有することはできません。特に昨年よりも経営面積を縮小していると、場合によっては過去実績が消滅してしまうこともあります。（期間平均生産面積の移動なしで農地を移動したり、農地転用を行った方は、特にご注意ください。）経営面積を縮小された方は、以下のフローに従って自己点検してみましょう。



保有することができる過去実績は、以下の式で計算できます。計算してみましょう。

$$\left(\frac{\text{縮小前の過去実績 (m}^2\text{)}}{\text{縮小前の経営面積 (m}^2\text{)}} \right) \times \text{縮小後の経営面積 (m}^2\text{)} = \text{保有できる過去実績 (m}^2\text{)}$$

()内が「1」を下回るときは「1」として計算してください。

現在保有している過去実績が、計算された「保有できる過去実績」よりも大きい場合は、期間平均生産面積の縮小の手続きが必要になります。

加入申請書の経営面積欄の記入について

加入申請書の経営面積欄には、ご自身の経営面積を正しく記入しましょう。

経営面積	田と畑の合計		所有地		借入地		農作業委託契約面積
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
ア～カの合計	田	m ²	イ	m ²	ウ	m ²	m ²
	畑	m ²	エ	m ²	オ	m ²	m ²

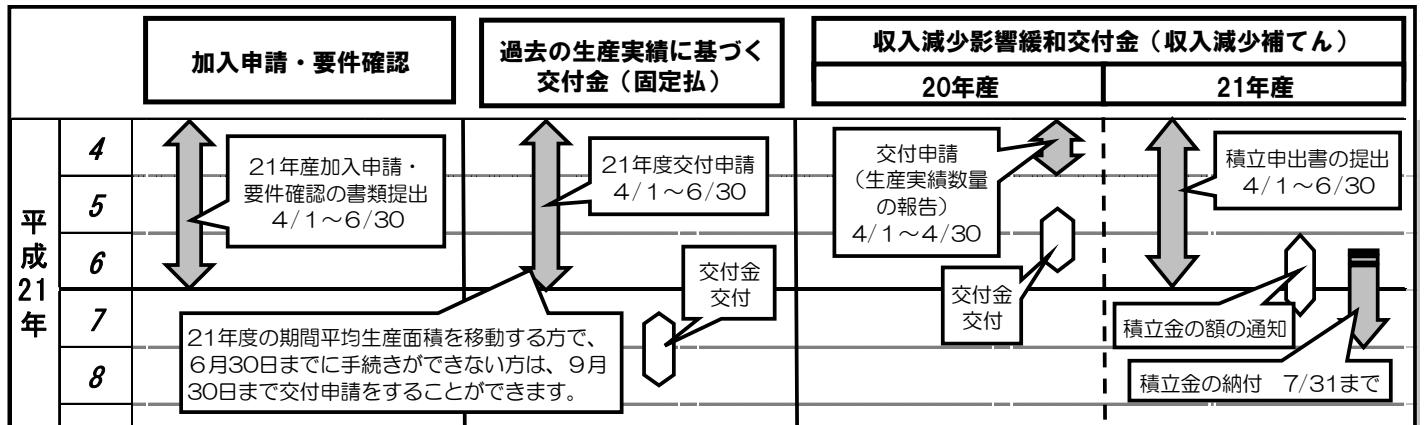
4～6月の申請スケジュール

4月から水田・畑作経営所得安定対策の4つの申請手続きの受付がスタートします。申請手続きの具体的な方法等は、別に「情報ステーションNORTH」でお知らせします。（ホームページにも掲載します）お近くの北海道農政事務所の受付窓口で、お早めに手続きをしてください。

4月からの申請手続きと受付期間

- ① 20年産 水田・畑作経営所得経営安定対策の加入申請 (4月1日～6月30日)
- ② 20年産 収入減少影響緩和交付金の積立金の積立て (4月1日～6月30日)
- ③ 20年産 過去の生産実績に基づく交付金の交付申請 (4月1日～6月30日※)
- ④ 19年産 収入減少影響緩和交付金の交付申請 (4月1日～4月30日)

※ 21年度の期間平均生産面積を移動する方で、6月30日までに手続きができない方は、9月30日まで交付申請をすることができます。



問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462（農政安心ダイヤル） FAX 011-642-5509
 北海道農政事務所ホームページ：<http://www.maff.go.jp/hokkaido/>

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。